農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

美濃市

１　促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

１．美濃地域

(1) 現況

本地域は、市のほぼ中央に位置し、地域南部の平坦地と、北部の中山間地域で構成されている。南部では種子用の水稲耕作が行われており、その生産量は県内でも大きな位置を占める。北部では主食用の水稲耕作が主であるが、一部では柿の生産が盛んである。

今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

２．洲原地域

(1) 現況

本地域は、市北東部の中山間地域に位置し、段々の水田等において主に水稲耕作が行われている。有害鳥獣による被害も著しく、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３．牧谷地域

(1) 現況

本地域は、市北部の中山間地域に位置し、水稲耕作や野菜、牧草の生産が行われている。また一部ではこうぞの栽培が行われている。高齢化、過疎化が進んでおり、有害鳥獣の被害も著しく、生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

４．大矢田地域

(1) 現況

本地域は、市西部に位置し、水稲耕作や牧草の生産が行われている。今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号から第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全、農業生産活動の継続及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

５．藍見地域

(1) 現況

本地域は、市西部に位置し、水稲耕作や野菜の生産が行われている。水利の便が良くなく、今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号及び第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

６．中有知地域

(1) 現況

本地域は、市南部に位置し、農地の大半が平坦地となっている。種子用の水稲、野菜、菊などの花きの生産が行われている。市内では規模の大きな農家が集まって

おり、市内で最も農業が盛んな地域である。

今後も農業振興を図るため、地域の共同活動による農地、農業用水路等の保全に努めるとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第３条第３項第１号及び第３号に掲げる事業を推進し、農地、農業用水路等の保全及び生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第１号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	美濃、洲原、牧谷、大矢田区域	第３条第３項第１号から同項第３号に掲げる事業
②	藍見、中有知区域	第３条第３項第１号及び同項第３号に掲げる事業

４　法第６条第２項第１号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項